

文京区

BUNKYO GENDER EQUALITY CENTER

男女平等センターだより PARTNER

2015

No.

81

Topics

【特集】DV・児童虐待の現状を考える

Contents

- 【特集】DV・児童虐待の現状を考える ————— 2,3
- 文京区オレンジリボンキャンペーン／カラーリボンフェスタ ——— 4,5
- 配偶者暴力の防止啓発事業講演会 ————— 6
- 第30回文京区男女平等センターまつり開催
～きのう きょう あしたへ～「一人ひとり 平和の発信この地から」— 7
- センターまつり講演会 ————— 8
- センターまつりワークショップ／まつりコンサート ————— 9
- プラスワンセミナー Ⅲ「人生の逆境にも笑顔をやさず働き続けるとは」— 10
- 裁判ウォッチング／区政を知る懇談会 ————— 11
- 日本女性会議2015倉敷 ————— 12

2015年12月25日発行

発行／文京区女性団体連絡会 会長 岡田伴子
〒113-0033 文京区本郷4丁目8番3号
TEL.03-3814-6159 FAX.03-5689-4534

文京区男女平等センターは
文京区女性団体連絡会（文女連）が
指定管理者として管理・運営しています。

【特集】DV・児童虐待の現状を考える

「刹那を生きる10代20代の女性たちの真実 ～リアル～」

●橘 ジュンさん（特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 代表）

「貧困」は日本の課題とされているが、そうした実態が可視化されない女性の貧困層がいる。家庭環境に恵まれず、困難なときにも家族を頼れず貧困を隠しながら生き延びる女性たち。多くの場合、彼女たちの背景にあるのがDVと性暴力による被害だ。

2006年より、生きづらさを抱えている女の子たちの声を聞き、その声を伝えるフリーペーパー「VOICES ～キミの声を伝える～」を制作。繁華街に出向いて声を聞く中で、伝えるだけではどうにもできない女の子たちの現実を知り、2009年「聴く、伝える、繋げる」ことを目的にNPO法人BONDプロジェクトを立ち上げた。

10代から20代の女性を対象としたメール、電話、面談や出張面談などによる相談のほか、渋谷の街のパトロールでは事情があって家に帰れない街を彷徨う女の子を見つけて声を掛け、必要であれば一時的な緊急保護をして行政や専門機関に繋ぐといった支援をしている。

自尊感情の低い彼女たちは被害を声に出すことなど、なかった。

「娘と男のいる部屋に帰ると、男が納得いかないときは殴る蹴るの血が出るまでぶん殴られたり、突然起きてきてやりたくもないエッチを無理やりやらされて。わたしが生きてきた意味というか 生きてる意味教えて」

Wとの出会いは私が出産に立ち会った事がきっかけだ。シングルマザーとして娘と二人暮らしをしているWは20歳のとき、家出中に交際していた男との子どもを出産した。子どもの父親である男のDVがエスカレートしたことで、一人で子育てをすることを決意。ただ実家との折り合いが悪く、困っても「だから子ども産むのは反対だった」と家族からは責められ、相談なんてできなかった。家族への借金もあった。孤立した

状況で子育てをするには風俗の仕事しかなかった。

夕方、娘を託児所に預けて仕事場へ行き、夜中に迎えに行く。精神状態が不安定なときも多く、病院で薬を処方してもらっていた。眠れないときや、イヤなこと怖かった経験を忘れるためにWはたびたび薬を大量服薬していた。

児童相談所へ相談を勧めても「大事な存在を失いたくない、母親失格と後ろ指さされたくない」と、頑に拒んだ。ギリギリの状態で生きているWと幼い娘。

ただ、Wは時間に遅れたことがなく、私と交わした約束は守る律儀な一面があった。信頼関係を築くだけの時間を過ごしていたこともあり、彼女からのSOSがあった場合は、幼い娘を預かるようにした。ママの自慢を私たちに聞かせてくれるWの娘の笑顔を見るたびに、支援者の立場という壁にぶつかった。支援者と相談者の間には望む支援へのギャップは必ずあるものだが、『本来はどうすべきなのか』Wと娘の将来へ想いを馳せた。しかし、今、相手が必要としていることがあるなら、出来ることをするしかない。□で文句をいうのも批判するのも否定するのも簡単だが、目の前に困っている女の子がいたら、私たちができる事をしようと思った。

Wや彼女たちの現実には、現代の日本社会が見過ぎてきた問題が、大きく影を落としていることを知ってほしい。周りから気づかれずに透明の存在として生きている女の子たちの「痛み」を少しでもいいから、感じてほしい。



「自己決定力と生きる力を高める、 誕生学ガールズ・エンパワメントを」

●大葉 ナナコさん（公益社団法人 誕生学協会 代表理事）

女性活躍推進と少子社会が同時進行する日本では、年間約100万人の新しい命が生まれています。しかし約10%が24歳以下の出産であることは、あまり知られていません。

乳幼児死亡率は世界一低い日本ですが、1日約35人の10代が出産、1日約45人の10代が人工妊娠中絶となっています。毎年約3万人の10代が妊娠をし、中高生では進学校に通う子も含めて年間約7000人が妊娠しているのが現状です。中絶をしたくて妊娠する女性は誰一人いませんから、女性活躍推進のためにも予期せぬ妊娠の予防支援が急がれます。

また、生まれる子どもを家族で育てるのが様々な理由で難しい場合、社会的養護が必要になります。産婦人科施設から乳児院に直接保護される新生児は年間700人以上。国連こどもの権利条約では特に3歳以下の乳幼児は家庭養護で育つことが最優先と提唱されており、日本では児童福祉策として特別養子縁組で年間400組が血縁を越えて新しい家族に迎えられます。ある産婦人科医によれば、24歳以下の予期せぬ妊娠後結婚は、約40%が離婚するとのことでした。子どもの貧困が6人に1人と報道されていますが、若年出産後の離婚は貧困化、孤立化、うつや自殺企図につながる場合もあります。児童、乳幼児虐待の約半数は親子無理解心ですから、孤立する若年妊婦や女性が「助けて」と合図を出せる仕組みが必要です。受援力を発揮するためには、自己肯定感や自己決定力が高まらなければなりません。最近では助産師会による「妊娠SOS」事業も始まりました。産む命も、生まれる命も守られる



誕生学スクールプログラム後の女子生徒



ために、地域で連携していくことも今後の課題でしょう。

「避妊に協力しないことはDVである」という認識も薄い現在、次世代が「しまった」と妊娠するのではなく「良かった」で始まる妊娠で未来の命を迎えるためには、男女共同参画社会を実現しなくてはなりません。新しい命は、一組の男女からしかつながらないですから。

産む産まないに限らず、人権意識を持ち、一人ひとりの少女たちが自らの人生を自己決定していくためには、自尊感情を向上する機会が重要です。性感染症予防、自殺予防のためにも性被害を避ける包括的な性の健康教育やライフデザイン教育など、具体的な知識を得る機会も必要でしょう。

このような状況を鑑み、毎月100校に自尊感情を高める誕生学スクールプログラムを届けている誕生学協会では、2016年より10代の女子に向けて「誕生学ガールズ エンパワメント」事業を開始します。自尊感情や自己効力感を高める目的で生命力を感じ得るライフスキル教育プログラムでDV予防、予期せぬ妊娠予防、虐待予防や自殺予防支援に注力します。未来の母は、今の少女たちです。今こそ、予期せぬ妊娠による進路変更を強いられることなく、女性として活躍し、希望者は働く母として生きる未来のためにも、男女共同でいのちを学ぶ機会が必要です。生まれ来る次世代のすべての人が「生まれてきてくれて、ありがとう」と大切にされる未来のために。



文京区オレンジリボンキャンペーンを実施しました。

11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。

文京区ではUN Women日本事務所と連携した【あなたのまわりをオレンジ色に染める】を実践し、暴力反対のメッセージを伝えました。

あらゆる暴力の根絶を目指して、シンボルカラーであるオレンジ色のステッカーを区職員やシビックセンター内における警備・清掃スタッフなどが共に身に着けてメッセージを発信しました。

▲ オレンジ色のキャンペーンシール



▲ オレンジ色にライトアップされたシビックセンター

【富坂警察署】 区民の皆様への周知にご協力いただきました。



【シビックセンター】 警備のスタッフも着用しました。



▲ 国連広報センターで紹介されました。

「これからも、児童への虐待、DV、性暴力、あらゆる暴力根絶のための啓発活動を進め、住んでいて良かった『暴力のない文京区』を発信してまいります。」



【中央大学理工学部】

後楽園にある、中央大学理工学部のキャンパスでは、UN Womenと文京区のオレンジキャンペーンにご賛同いただき、在学の皆様へ周知啓発をしていただきました。（写真左側）

文京区女性団体連絡会の皆様と全国女性シェルターネット様のご協力により、UN Women日本事務所と区が協力し、当日シビックセンターへ来庁された皆様にキャンペーンの周知を行いました。



（左）岡田文京区女性団体連絡会会長
（中央）成澤区長
（右）福嶋UN Women日本事務所長

◆◆◆ カラーリボンフェスタ ◆◆◆

11月13日（金）から16日（月）までの4日間、文京シビックセンター1階アートサロンで「文京カラーリボンフェスタ」を開催しました。展示会3年目を迎えた今年は、昨年を上回る支援団体のご参加と、男女平等や子育て支援が進んでいる北欧の国スウェーデン大使館のご協力をいただき沢山のご来場をいただきました。

初日の13日（金）は、子どもの社会参加や文化的生活を送る権利と、読書力、創造力の重要性を高めるツールとして、児童文化に力を入れ取り組むスウェーデンの子育てについて、スライドを通じてミニセミナーを開催しました。



アストリッド・リンドグリーン作 ▲
「長くつ下のピッピ」より

また、男女平等が進むスウェーデンでは性における多様性への理解も高く、働き方や子育てにおけるダイバーシティの推進についてもご紹介いただきました。



カラーリボンフェスタ参加団体のご紹介



一般社団法人WERC

女性や子どもへの暴力の根絶へ、そして安全に安心して生き生きと暮らせる社会に向けて、東京都内の支援団体が連携し、広域で活動するために設立した団体です。広く情報を発信し、関心をもつ人々と情報や課題を共有し、調査研究、社会啓発、資金調達、行政や企業、関連団体等との連携したプロジェクトなどに取り組んでいます。

<http://www.werc-women.org/>

お知らせ

『被害者＆支援者のための安全なスマホの使い方講座』
平成28年3月6日13時～（詳細はHPにて）



NPO法人 全国女性シェルターネット

NPO法人全国女性シェルターネットはDV被害当事者を支援する69の民間団体からなる全国ネットワークです。女性や子どもに対する暴力の根絶をミッションに、①被害当事者の回復支援 ②調査研究・政策提言 ③啓発教育・支援者養成などを行っています。

お知らせ

2001年DV防止法成立以降、DVの社会的認知は進んできましたが、3日に1人妻が夫から殺される現状は変わっていません。性暴力禁止法の制定を始め、暴力のない社会の実現に向けてこれからも取り組んでいきます。



認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

当会は、「子ども虐待のない社会」実現を目指し、子ども虐待の現状や防止などに関する啓発を、様々な機関と連携する中、広く社会で実施しています。

お知らせ

「子ども虐待防止オレンジリボン」について知りたい方、サポーターとして協力いただける方は、「オレンジリボン」と検索の上、当会ホームページをご覧ください。
「子ども虐待防止オレンジリボン」の総合窓口
<http://www.orangeribbon.jp/>



ママリングス&イブラ・ワ・ハイト

江東区亀戸を中心に活動するママ達の子育て支援団体。地域イベント企画運営、児童虐待予防啓発、スウェーデンの叩かない子育て、シリア難民支援に携わる。

お知らせ

11月は児童虐待防止推進月間。5年目となる「ゆる育児キャンペーン」を都内5地域で開催しました。



ジョイセフは国際協力NGOとして、1968年に日本で生まれました。世界では一日約830人が妊娠・出産が原因で亡くなっています。その99%が途上国の女性たちです。その現状を改善するため、政府と連携をとりながら、草の根で支援活動を行っています。

お知らせ

3月6日（日）「WHITE RIBBON RUN 2016」チャリティラン開催。エントリー費：お台場で走るランナー5,500円、全国で走るランナー2,500円は全額寄附、参加賞としての共通のTシャツを着て支援の輪を広げます。



公益財団法人がんの子どもを守る会

1968年に小児がんで子どもを亡くした親たちによって設立され、小児がん患者とその家族が直面している困難や悩みが少しでも軽減されるように様々な活動を行っています。

お知らせ

毎年2月15日は『国際小児がんデー』です。日本でも当会が中心となって日本全国で小児がんの啓発活動を行います。東京都内でもイベントを企画中です。詳しくは当会ブログをご覧ください。

<http://blog.canpan.info/nozomi/>



NPO法人 HIVと人権・情報センター

1980年代、エイズに対する誤情報や偏見が社会に渦巻く中、差別で苦しめられている人々を直接支援するため、HIV感染者とその仲間によって、1988年に設立しました。

お知らせ

HIV/AIDSについて必要な情報を発信し感染経路を区別することなく、HIV/AIDSに関わる全ての人々を支援し、あらゆる人々の人権が守られた「共に生きる社会」を築いていくことを目指しています。そのためには、HIVと共に生きる人々の視点に立った活動と課題の解決が必要だと考えています。
<http://www.npo-jhc.com/>



NPO法人 共生社会をつくるセクシュアル・ マイノリティ支援全国ネットワーク

セクシュアル・マイノリティに対する根深い偏見の解消を目指し、支援全国会議の開催や相談支援事業、教材出版、講師派遣活動などを行っています。

お知らせ

LGBTを取り巻く課題の解決に向けて、課題の内容や深刻さを共有し共に解決策を探る環境づくりのために、主に日本で実施された調査データをまとめ「セクマイ白書2015」を発刊しました。支援や教育に関わる分野などで手軽に使えるリソースとしてご利用ください。■発行2015年5月/A4版 全48頁/税込1,080円/問合せ office@kyouseinet.org

「DV加害者の実像について — その対策を考える —」



●日時：平成27年12月4日(金) 午後6時30分～8時30分
●講師：沼崎 一郎さん（東北大学大学院文学研究科教授）

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動週間」としており、今回は沼崎一郎さんに講演をお願いしました。

講演の冒頭に沼崎さんは、DV（ドメスティックバイオレンス）とは家族、恋人同士の親密な関係の中で強い立場の者が弱い人に対してさまざまな力を使って操ろうとすることであり、それは昔もあったし今もある、と話し始めました。

講演は「DVは何か」という説明から始まりました。一般的に加害者は男、被害者は女というパターンが一番多く、被害者にとってDVとは生命の危険と人権侵害以外の何物でもありません。その継続性は憲法18条、24条等に該当する憲法違反であり、加害者が被害者に向けて行う身体的暴力（傷害罪、暴行罪）や言葉の暴力（脅迫罪）、心理的暴力、性的暴力等、すべて刑法により重い処罰が課せられるべき犯罪であると主張されました。

DV防止法が施行されて以来、警察への相談件数や検挙件数、保護命令通知数は増加傾向にありますが、そんな中でも加害者に甘い対応が多々見られるために、なかなか逮捕に至らないのが現状で、検挙されたのはまだまだ氷山の一角だそうです。

これまで男性DV加害者の暴力の原因は、火山のように周期的なマグマの蓄積によって爆発が起こるからと説明されてきましたが、それは大きな間違いであるといえます。加害者の暴力行為は決して周期的に自然発生するものではなく、ただ単に加害者の性格によるものです。加害者は、社会生活で理想的な人間を演じることで起こるストレスを発散するため

に、家庭内で弱い立場にいる相手に暴力をふるっているだけなのです。そのために被害者は何の落ち度がないにもかかわらず、多様な暴力支配の生活を強いられているのだといえます。

また、DV加害者の特徴で多く見られる性格は、嘘とごまかし、嫉妬心と所有欲の強さだといえます。悪いことをしたとも思わないし変わろうともしない性格なので「再教育」は難しく、被害者とその子どもは加害者から離れて自立することが不可欠です。全てのDVは妻ばかりでなく子どもへの虐待にもつながっているため、子どもの健全な育成のためにも加害者から引き離す必要があります。家族の再統合という幻想は捨てるべきだといえます。

被害者支援は、警察や学校、行政、裁判所、民間グループ等で、情報の提供や安全確保、生活支援や育児支援などさまざま行われています。また犯罪対策としても、積極的加害者逮捕策や積極的「被害者保護」策、潜在的被害者のエンパワーメント（若い女性の「自立」支援、支援ネットワーク作り）や潜在的加害者の予防教育（男らしさの問い直し、若い男性の教育、デートDV予防教育、母親の再教育）など行われているそうです。

最後に今後の課題として、シェルター運動の拡大、パープルリボンプロジェクト、非暴力・平和主義運動との連携を挙げ、独自に考えられた「家族の憲法9条」も紹介してくれました。（福永喜美代）

【家族の憲法九条】

我々男性は、正義とケアを基調とする家庭平和を誠実に希求し、父権の発動たるDVと、暴力による威嚇又は暴力の行使は、家庭紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、身体的、精神的、経済的その他の支配力は、これを保持しない。男性の好戦権は、これを認めない。

第30回文京区男女平等センターまつり ～きのう きょう あしたへ～
「一人ひとり 平和の発信この地から」

メイン展示

●会場：ロビー

「国連・平和・ジェンダー平等」

第2次世界大戦終結直後に発足した国連は、「平等なくして平和なし、平和なくして平等なし」の考えに基づき、1975年の国際婦人年以來、ジェンダー平等の推進に力を入れてきました。

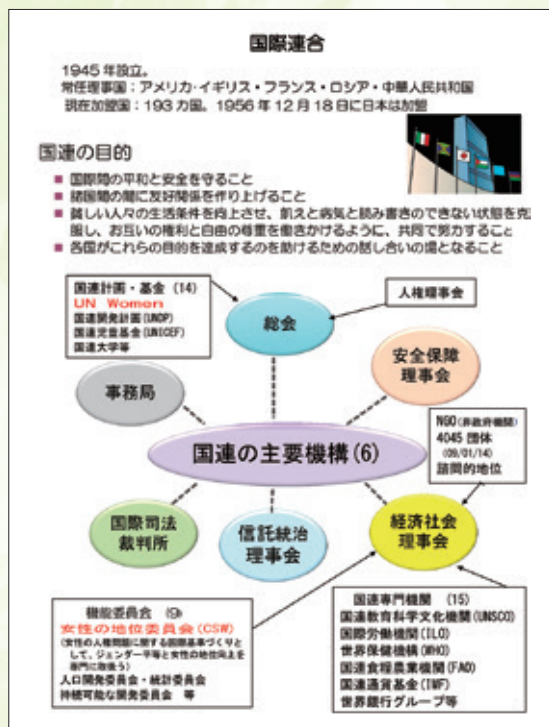
また、世界中の女性たちが北京に集い開催された第4回国連世界女性会議では、すべての女性の平等、開発、平和を推進するための「北京宣言」と女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記された「北京行動綱領」が採択されました。この2つの文書は女性の地位向上の国際基準となっています。

そして、北京世界会議から20年を迎えた今年8月、折しも、文京シビックセンター内に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、UN Womenの日本事務所が開設されました。

今年度は、文京区男女平等参画推進条例の7つの基本理念の1つ「国際社会と国内の取組みの理解」に焦点をあわせ、平和とジェンダーの視点から国連を中心に取り上げました。



平和やジェンダー平等への国連の取組みを学ぶことを通して、私たち一人ひとりが、あらためて日本のそして世界の平和と平等を考えるきっかけになる展示となりました。



平和—女性と平和・安全保障—



安保理決議 1325 号

2000年10月に採択された安保理決議1325号は安保理による女性と平和・安全保障に関する初めての決議です。女性を保護すべき主体としてだけでなく、平和の維持・構築を担う主体として位置づけ、国際的に女性の人間や女性のエンパワメントを推進していく契機となった画期的な国際文書です。

成立の背景

- ① 1990年代前半、ボスニア内戦やルワンダのジェノサイドにおいて露骨、強制姦淫等の性暴力が戦略的に用いられ、紛争下における女性への暴力が国際的に注目。
- ② 1965年の第4回国連世界女性会議で採択された行動綱領に、国際社会が取り組むべき12の課題テーマの一つに「女性と武力紛争」が明記。
- ③ ユニフェム (UN Women) の前身) や女性 NGO による安保理への働きかけ。

主盘内容

- ① 紛争の予防・解決や平和の回復復興・平和構築プロセスにおけるあらゆるレベルの意思決定への女性の参加の促進。
- ② 武力紛争における暴力からの女性の保護。紛争当事者に対して、女性の権利や保護に関する国際法を尊重することおよびあらゆる形態の暴力から女性を保護するのに必要な措置をとることを要請、すべての加害国が暴力の加害者訴追の責任をおうべきことを強調。
- ③ 武力紛争における女性のニーズの充足。加害国や紛争当事者に対し、避難生活、武装解除・動員解除、社会復帰などの女性のニーズの尊重を要請。
- ④ ジェンダーの主流化、すなわち安全保障政策や平和構築プロセスへのジェンダーの視点の導入。

煙頭

女性と武力紛争に関する一般の指針を示すもので、目的履行には、①決議 1820 や 1889 等のあらたな決議による具体的措置の規定や制度構築、②国連、国別の行動計画の策定が必要。

[illegible]

【来場者の感想】

- ◆大変解りやすくまとめられていました。中学校などへパネル展示として貸し出してもよいと思います。来年のG7にも益々経済面でも女性の活躍は大きく関わっているのではないかとと思うので今後も続きを拝見したいです。(40代女性)

- ◆女性が考えなくてはならない課題がよく分かりました。午後のワークショップと合わせて勉強して帰りたいと思います。(50代)
- ◆あらゆる意思決定の場に一定数の女性をとつたわれて久しいが、日本はどうしてこのように遅々として進まないのか、絶望的に思える。(60代)
- ◆世界中にある女性の困難を解決していくための方策を知らせてください。(60代女性)



「笑って考える 家庭のこと、仕事のこと、未来のこと」



●日時：平成27年10月25日(日) 午後2時～4時

●講師：瀬地山 角さん（東京大学大学院総合文化研究科教授）

今年のセンターまつり講演会では、ジェンダー論の専門家であり、わかりやすい講演内容でも定評のある瀬地山角さんにきていただきました。

ふたりのお子さまの父親である瀬地山さんは、ご自身の子育て経験から話し始めました。今まで夫婦同等に子育てに関わってきたとのことですが、その最初のきっかけは、自分の職場にあった保育園に子どもを入れることになったからだそうです。当然のごとく園の送迎を担当することになり、成り行きで夕食作りまで担当することになったとのこと。また、長女が小学校高学年のときにはアメリカで父娘ふたり生活も経験し、それらのことから母親でなければ子育てはできないという考え方は社会的性差（ジェンダー）の視点を欠いた偏見でしかなく、子育てで男性にできないことはない、と自信をもって言えるそうです。

次に、少子高齢化が進む今後の日本について統計資料をもとに話を進めました。少子高齢化社会による労働力不足を解消するためには、高齢者や専業主婦も含めてみんなが働く社会にする必要があると言います。

高齢者の就業についてはその有職者の25%が、働く理由として「健康のため」と答えており、また、有職の高齢者が多い県ほど医療費の支出が少ない（「高齢者一人あたりの医療費と労働力率」就業構造基本調査2012による）という調査結果も示しました。

一方主婦については、配偶者控除や年金の第3号被保険者制度などの主婦優遇制度が主婦の有職率を下げている一因と考えているそうです。1998年以降30%を下ることがなく昨年は35%にもなった離婚率は、かつて女性の結婚の代名詞であった永久就職という言葉の死語にしつつあります。また、「夫の所得別の妻の有職率」（就業構造基本調査2012）の階層的分布によると、夫の所得が高くなるほど専業主婦

率が高くなっていることが読み取れ、これは豊かな主婦層に対する優遇措置を豊かでない共働き世帯が担っているということを示しています。これらのことから主婦優遇制度廃止の必要性を強く感じているそうです。

このように女性の就業が望まれている今、最大のネックとなっているのは男性の「家事育児を手伝う」という意識だと言います。「社会生活基本調査2011」によると、共働き世帯の男性の家事育児時間は一日平均39分であり、女性の4時間53分と比べて著しく短くなっています。これは社会的問題としていい数値だとも言います。

ここで某企業のふたつのCMを流しました。ひとつは育児を手伝い程度にしかしていない夫、もうひとつには当然のように育児に参加している夫が描かれています。無意識のうちに見せられるCMから受ける影響には怖いものがあり、このようなCMを変えていく必要性も強く感じているそうです。

これまでの有り方を変えない企業姿勢にも原因の一端はあるとのこと。残念ながら産休育休を取得する大多数が女性であるのが現状ですが、男女かわらず働く者の背後には必ず子どもや高齢者がいることを、もっと企業は気づくべきだと言います。

最後に、夫ががむしゃらに働いて家計を支えていた高度成長期ならばいざ知らず、現在では夫ひとりが家計を担うのでは荷が重すぎます。夫婦ふたりの二頭立てで家計を担う、みんなが働く社会、みんなが家事育児を共有する社会、これこそがこれからの日本のあるべき姿だと話してくれました。

（田中ひとみ）



「女性がもえた北京会議から20年 ～なぜ男女平等は進まないのか～」

- 日時：平成27年10月24日(土) 午後1時～2時30分
- 講師：堀内 光子さん(文京区男女平等参画推進会議会長・文京学院大学客員教授)
船橋 邦子さん(北京JAC代表)

女性の人権確立を最重要課題の一つにする国連の主催で開催された北京世界女性会議が今年20周年を迎えた。ワークショップでは、国連日本政府代表部公使として準備段階から関わり、日本政府代表として政府間会議に参加した堀内光子さん、NGOフォーラムでワークショップを主催し、また政府間会議にはNGOとして参加して日本政府との対話をリードした船橋邦子さんを講師に迎え、対話形式で北京世界女性会議とそこで採択された行動綱領の意味や役割、男女平等をめぐる日本の課題を語っていただいた。紙面の都合上、以下にその要旨を簡単に紹介したい。

この会議の第1の成果は、世界各地から2000ものNGOが参加し、政府とNGOのパートナーシップが確立したこと。第2の成果は、20年を経た今なお、女性差別解消のための最も重要な国際文書である「北京行動綱領」が採択されたこと。背景にはNGOの活躍がある。文書にはジェンダー平等と女性のエンパ

ワメントに向けて各国政府、国際機関、NGOが取り組むべき12の重大領域が定められた。

この会議以後、日本では男女共同参画社会基本法やDV防止法の制定、男女共同参画局の設置、地域における男女共同参画条例の制定や男女共同参画センターの増加等に見られるように、ジェンダー平等に向けての一定の進展があった。

しかし世界経済フォーラムによれば、2014年の男女平等指数では、日本は調査対象142ヶ国中104位(注：2015年調査では101位)と低い。女性の労働参加率が低く、女性の企業幹部も少なく、女性の貧困化も進み、女性議員の少なさも目立つ。この状況を反転させるには、ワークライフバランスの導入、正規/非正規の二重構造の見直し、選挙へのクォータ制導入等が不可欠。それを実現させるために、女性自身が声を上げることも極めて重要である。

(石田久仁子)

まつりコンサート

- 日時：平成27年10月24日(土) 午後4時～5時
- 演奏者：海野 幹雄さん(チェロ) 海野 春絵さん(ピアノ) 白井 篤さん(ヴァイオリン)

今年は共に桐朋学園大学のご出身で、ソリストとしてもご活躍の3人の方にお出でいただきました。エルガーの「愛の挨拶」ではじまったコンサートは、1曲ごとに、3人の方が交代で曲の紹介をしてください、聴いていてイメージが膨らみました。

当初、トークはマイクなしでいきますということでしたが、後ろの席にいた年配の男性の聴き取りにくそうな顔が目に入ったそうで、マイクを使う判断を即座にされたそうです。会場の皆さんに心地よく楽しんでいただくというその気持ちのやさしさ、心配りに大変感激しました。

バッハの「無伴奏チェロ組曲」、サン・サーンスの「白鳥」など一般的によく知られている曲もあり親近感を持ちました。クライスラー「愛の悲しみ 愛の喜び 美しきロスマリン」、メンデルスゾーン「ピアノ三重奏曲第1番二短調より第1楽章」等のほか、プログラムにないポッパーの「ハンガリー狂詩曲」、

モンティの「チャルダッシュ」も披露してくださいました。「ハンガリー狂詩曲」は力強さが印象的で、「チャルダッシュ」の躍動感も素晴らしかったです。

「いつまでもずっと聴いていたいと思わせるようなコンサートでしたね」と言ってくださる方もいて、アンコール曲が終わっても拍手が続き、会場は心地よい満足感に溢れていました。

(三浦陽子)



人生の逆境にも笑顔をつやさず 働き続けるとは



●日時：平成27年9月26日(土) 午後1時30分～3時30分

●講師：浜口 千代子さん（ひまわり会副理事長）

今回のプラスワンセミナーは、6月の定年退職まで正社員として働いた浜口千代子さんを講師に迎え、御自身の家庭と仕事の両立についてお話をいただきました。

浜口さんは高校卒業後、大手飲料メーカー高崎工場購買課に入社。見学ガイドの仕事を兼務することになりました。

20歳で結婚、翌年第一子を授かりました。当時配偶者は転職間もなく同居の義父も障害があり収入も少なく、浜口さんが仕事を続け、義母が仕事を辞め子どもの面倒をみることにしました。ところが、生まれた男の子に障害があることがわかり、仕事を続けるかどうか迷います。まだ結婚、出産後、女性は家庭に入るのが一般的だった時代、当時の労務課長は浜口さんが退職すべきと思っていましたが、直属の上司が彼女の仕事を正當に評価してくれたこともあり、働き続けることが出来ました。

障害者福祉のことを知ったのは、保育園に入れた時。福祉が遅れているといっても、自分が知ろうとしなかっただけなのだと気づき、また他人は教えてくれない、情報は自ら進んで取りに行くことが大事なのだと実感したそうです。

6年後、第二子を出産。妊娠に気付いた時は『また障害児だったら』と考えましたが、生まれた女の子は家族の中で太陽のような存在になり、生むという決断は間違っていなかったとおっしゃいました。第二子出産後の職場復帰は労務課での仕事。第一子の養護学校への送迎に悩んでいた時で、定年退職をする方に勇気を出して送迎のお願いをしたところ快諾していただき、送迎をその方と義母に託して仕事と家庭の両立を選びました。

社内異動もありましたが仕事を続け、社内の提案制度では2度社長賞アイデア賞も受賞しました。公私ともに忙しいながらも充実していた時、義母が発病。このころ会社に介護休業制度が出来、1992年12月から94年3月まで1日5時間の短縮勤務制度を利用。この間の学校の先生の協力、施設の善意、会社の同僚や上司の協力がなかったら、今の生活はなかったと感謝しているそうです。

2000年、高崎工場閉鎖により東京へ新幹線通勤に。会社での最後の仕事は障害者に関する仕事をしたいと思っていたところ、2011年に障害者雇用推進担当に異動となり、体験就労の受け入れから採用、全従業員への啓発活動に力を入れました。

最後に浜口さんの大好きな「笑顔をつやさずもう一歩前進、やるべきことをやりながらもう一歩前進、自分の幸せをつかむためにもう一歩前進」を伝えていただきました。（担当・竹内）

【寄せられた感想】

- ◆現場の状況、また世間の話等、大変勉強になりました。
- ◆区報でタイトルを見て参加しました。仕事をやり遂げた先生はすばらしい。本人の努力もたいへんなものだったと思います。言うてみることの大切さ、また努力は絶対必要なのですね。
- ◆わかりやすい話し方で聞きにきてよかった。今、仕事がつらくつらいけど、「笑顔」を意識してのりこえようと思いました。



裁判ウォッチング

●日時：平成27年10月13日(火) 午後12時30分～4時

当センターでは毎年人権の重要性について学ぶ機会として、「裁判ウォッチング市民の会」のご協力のもと裁判を傍聴する会を開催しています。当日の参加者は、各々の希望によって民事裁判と刑事裁判のグループに分かれました。

民事裁判のグループでは、即日解雇による賃金支払い請求と社会保険料に関する損害賠償請求、迷惑防止条例違反の裁判を傍聴しました。中でも社会保険料に関する損害賠償請求では、原則として1回の審理で判決を出す少額訴訟の予定が、賠償金額が既定の60万円を超えることになったので、裁判の途中で通常訴訟に変更となりました。

刑事裁判のグループでは、裁判傍聴の前に税理士法違反の判決を見学し、その後覚醒剤取締法違反を2件傍聴しました。判決では裁判官が被告に

対して、どのような理由でこのような判決内容になったのか詳しく説明し、被告の更生を応援するような言葉掛けもしていました。また、覚醒剤取締法違反の裁判では、再犯を繰り返してしまう人間の弱さを垣間見た気がしました。

また、どの裁判も淡々と法律に則って進められており、罪の大小にかかわらず解決に向けて人道的に進められているのを見ることができました。

傍聴終了後には、お世話いただいた会の弁護士が質問タイムを設けてくださいました。本日の裁判の行方や裁判員制度裁判の傍聴、また、弁護士費用の仕組みなど、私たちが疑問に感じたことについて、答えられる範囲で対応していただき、法曹界に対する理解を一步進めることができました。

(田中ひとみ)

区政を知る懇談会

「今知りたい… マイナンバー制度について」

●日時：平成27年11月6日(金) 午後1時～3時 ●講師：井内 雅妃さん（文京区政策研究担当課長）

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、マイナンバーの利用が始まります。文京区役所から政策研究担当課長の井内雅妃さんをお呼びし、分かり易くご説明いただきました。

マイナンバーの普及促進用のキャラクターであるマイナちゃんが進行役を務めるDVDを視聴しながら、まずは初歩的な内容を学習。マイナンバーは下記のような行政に関する事務手続きで必要となる大切なものだということを学びました。

- 医療・介護・生活保護・児童手当など、社会保障関係の手続き
- 税務署等に提出する書類への記載など、税務関係の手続き
- 被災者生活再建支援金の支給など、災害対策に関する手続き

マイナンバーによって役所にある住民情報をより正確かつ効率的に活用できるようになります。例えば社会保険料や税に関し、公平な給付と負担

の実現が可能となりますし、真に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べられるようになります。

マイナンバーを活用するうえで重要なものが個人番号カードです。個人番号カードとは表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真。裏面にマイナンバー等が記載された、様々な本人確認の場面で利用することができる、ICチップ搭載のカードです。

ところで、マイナンバーで不安な事が個人情報の漏えいなどですよね？ 対策は大丈夫なのでしょう？ ご安心ください。個人番号カードのICチップには、所得や健康などのプライバシー性の高い個人情報は記載されません。また、マイナンバーを聞かれることはありませんので、便乗した詐欺には十分注意してください。

マイナンバーは生涯にわたって使うものなので、正しい知識を身につけましょう。と結び、マイナンバーに関する不安を解消することができた懇談会となりました。

(松尾百合子)





日本女性会議2015倉敷に出席してきました！

日本女性会議は、1975年の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の10年」を記念し、1984年に愛知県名古屋市で第1回大会が開催されました。男女共同参画社会の実現に向けてその課題の解決方法を探るとともに、参加者相互の交流促進などを図ることを目的に、毎年10月に開催されています。

今年度の開催は岡山県倉敷市でした。大会テーマを「思いやり 男女（ひと）が集う 白壁のまち～ライフステージとそれぞれの男女共同参画～」とし、長年の課題や時代とともに浮かび上がった問題を取り上げました。

今年度もセンターの常任委員が2名参加してまいりました。



日時：平成27年10月9日(金)・10日(土) 場所：倉敷市市民会館

10月9日(金) 開会式・基調報告

記念講演「魂の言葉を伝える」武内陶子さん(NHKアナウンサー)

「パッとしない私が、『これじゃ終われない』と思ったときのこと」

上田紀行さん(文化人類学者/医学博士/東京工業大学リベラルアーツセンター教授)

交流会

10月10日(土) 分科会(10テーマ、市内公共施設で開催)

特別報告・分科会報告

記念シンポジウム「希望の社会は“わたしたち”にある」

～ライフステージとそれぞれの男女共同参画～

閉会式(大会宣言・次年度開催地メッセージ)

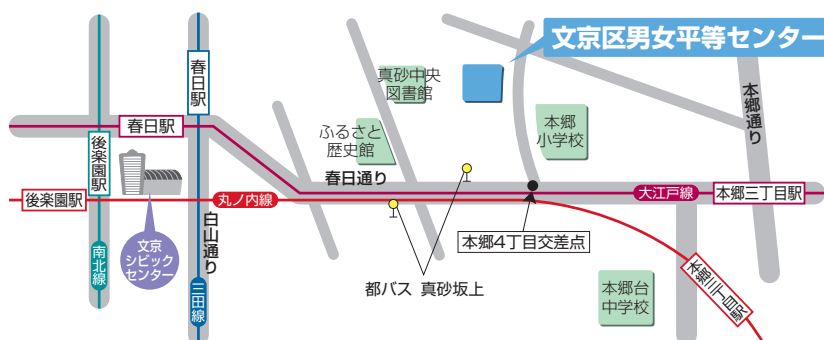


【参加した常任委員の感想】

- ◆講演会や分科会などとても有意義な内容でしたが、はつらつとした伊藤香織市長を中心とした多くの地元ボランティアの心のこもったおもてなしが特に印象的でした。
- ◆美観地区が花々で飾られ、街角には沢山のボランティアの姿があり感激しました。記念講演、分科会はとても充実した内容でした。

これからのセンター事業のご案内

- ◆2月6日(土) 13:30～15:30
プラスワンセミナーV「女性の健康～スポーツを通して考える～」
石田良恵さん(女子美術大学名誉教授)
- ◆3月8日(火) 13:30～15:30
プラスワンセミナーVI「働く女性の貧困～何が格差を作るのか～」
小林美希さん(労働経済ジャーナリスト)



都営バス

真砂坂上下車 徒歩3分

三田線

春日駅下車 徒歩7分

大江戸線

本郷三丁目駅下車 徒歩5分

丸の内線

本郷三丁目駅下車 徒歩5分

南北線

後楽園駅下車 徒歩10分

お問い合わせ先

文京区男女平等センター 〒113-0033 文京区本郷4-8-3

TEL. 03-3814-6159/FAX. 03-5689-4534 <http://www.bunkyo-danjo.jp/>

編集後記

第30回男女平等センターまつりを大盛況のうちに終了することができ、来年はセンター開館30周年を迎える年となります。今後とも多くのみなさまにご意見をお寄せいただきたく、よろしくお願いいたします。

(広報担当)